

本日ここに、第16回筑後市議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げますとともに、日頃のご精励に対し、深く敬意を表する次第であります。

それでは、ただいま上程されました議案第62号から議案第75号まで並びに報告第12号から報告第14号までについて、提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号 筑後市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業について、子が2歳に達する日まで延長することができる場合の規定等を改正するものであります。

議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定及び議案第64号 筑後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、期末手当の支給割合を国の指定職俸給表適用職員の期末・勤勉手当に準じ、改定するものであります。

議案第65号 筑後市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、人事院勧告に準じ、一般職の給料及び勤勉手当の支給割合を改定するものであります。

議案第66号 筑後市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、人事院勧告に準じ、特定任期付職員の給料及び期末手当の支給割合を改定するものであります。

議案第67号 筑後市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、福岡県人事委員会勧告に準じ、給料を改定するものであります。

議案第68号 筑後市中央公民館条例の一部を改正する条例制定につきましては、筑後市行財政健全化方針の「受益者負担の適正化」の観点から、中央公民館施設使用について、料金

や納付にかかる方針等を見直すことにしたため、改正するものであります。

議案第69号 平成29年度筑後市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正予算は、5億7,986万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を198億1,361万7千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

各款共通の職員人件費は、給与改定及び人事異動等による予算の組替えであります。

第1款 議会費の市議会の運営に要する経費は、市議会議員の期末手当支給率の改定及び議員欠員に伴う報酬の減額であります。

第2款 総務費の職員人件費は、勸奨退職者等による退職手当を増額するものであります。

人事管理に要する経費は、育休・病休者の増加等や業務繁忙対策として臨時職員を配置する必要が生じたため、賃金を増額するものであります。

財産管理に要する経費は、旧紅葉園跡地について、財産処分を推進するための必要経費を計上するものであります。

ふるさと筑後市応援寄付に要する経費は、今年度の寄附見込総額が1億円から1億2,900万円程度に増加するため、基金への積立金や寄附に対する返礼品経費等を増額するものであります。

電子計算事務に要する経費は、来年7月に予定されているマイナンバー制度改正に伴う社会保障システムの改修費用であります。

国県支出金等返還金は、平成28年度国県補助事業等の確定に伴い、返還金を増額するものであります。

第3款 民生費の特別障害者手当等業務に要する経費は、特

別障害者手当の支給対象者が増加したことに伴い、扶助費を増額するものであります。

地域生活支援事業に要する経費は、移動支援事業及び身体障害者訪問入浴事業の利用者が増加したことに伴い、扶助費を増額するものであります。

自立支援給付に要する経費は、障害者自立支援給付制度の改正等に伴うシステム改修委託料の増額及び障害福祉サービス等利用者の増加に伴い、扶助費を増額するものであります。

国民健康保険特別会計繰出金及び介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金は、職員人件費に関する給与改定及び人事異動等による予算の組替えに伴うものであります。

後期高齢者医療に要する経費は、平成28年度後期高齢者医療療養給付費負担金の確定による減額及び後期高齢者医療特別会計繰出金の減額であります。

基礎年金等の事務に要する経費は、年金生活者支援給付金支給準備に伴うシステム改修費用であります。

特別保育事業に要する経費は、延長保育を実施している施設数の増加による補助金の増額及び補助対象件数の増加による障害児保育事業補助金の増額であります。

母子福祉に要する経費は、母子自立支援推進事業の対象者の増加に伴い、扶助費を増額するものであります。

家庭児童相談室に要する経費は、相談件数の増加により相談員の時間外勤務が増加しているため、報酬を増額するものであります。

子どものための教育・保育給付等事業に要する経費は、保育士の処遇改善のため新たな加算措置が創設されたことや、小規模保育事業施設が4施設増加したことに伴い、委託料及び扶助費を増額するものであります。

第6款 農林水産業費の農地中間管理事業に要する経費は、6地区が補助交付要件を満たしたことに伴い、県の農地集積・

集約化対策事業費補助金が決定されたため増額するものであります。

筑後市元気な農業づくり推進事業に要する経費は、二つの農事組合法人が導入する農業機械に対し、県の水田農業担い手機械導入支援事業補助金が追加決定されたため増額するものであります。

園芸作物振興に要する経費は、七つの生産組合等に対し、県の活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金が追加決定されたため増額するものであります。

第8款 土木費の社会資本整備総合交付金事業に要する経費は、蔵数水田線、赤坂療養所線整備事業において、予定していた事業用地の確保に時間を要するため、予算の組替えにより工事請負費を増額し、道路整備の一層の推進を図るものであります。

第10款 教育費の教育長人件費は、退職手当の計上漏れによるものであります。

奨学事業に要する経費は、奨学事業に役立てるよう受領した寄附金を活用し、筑後市奨学会への補助金を増額するものであります。

小学校費の要保護準要保護児童に要する経費及び中学校費の要保護準要保護生徒に要する経費は、就学援助認定見込み者数の増加及び新入学児童生徒学用品費の単価改正等により扶助費を増額するものであります。

以上の経費の財源として、地方交付税の増額分、国・県支出金、寄附金、繰越金及び諸収入を充てております。

繰越明許費は、障害者基本計画推進事務で、年度内に完了が見込めないため繰り越すものであります。

債務負担行為は、次年度当初から業務が発生するため今年度中に入札の必要がある燃やすごみ指定袋作成費、外国語指導助手業務委託料ほか11件であります。

地方債の補正は、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴い減額するものであります。

議案第70号 平成29年度筑後市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の歳出予算について申し上げます。

各款共通の職員人件費は、給与改定及び人事異動等による予算の組替えであります。

第11款 諸支出金の一般被保険者保険税還付及び加算金は、資格の遡及取消し等により還付金が増加したものであります。

国県支出金等返還金は、平成28年度国民健康保険療養給付費等にかかる国庫支出金の精算に伴う返還金を計上するものであります。なお、返還金の財源を確保するため、第2款及び第8款との予算の組替えを行います。

議案第71号 平成29年度筑後市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましても、職員人件費に関する給与改定及び人事異動等による予算の組替えであります。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金は、負担金額の確定に伴い、減額するものであります。

議案第72号 平成29年度筑後市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の歳出予算について申し上げます。

各款共通の職員人件費は、給与改定及び人事異動等による予算の組替えであります。

債務負担行為は、次年度当初から業務が発生するため今年度中に入札の必要がある介護予防健康トレーニング事業委託料であります。

議案第73号 平成29年度筑後市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、職員人件費に関する給与改定及び人事異動等による予算の組替えであります。

議案第74号 市道路線の認定につきましても、ながはまかみちの長浜上八ノ

くぼなんぼく
久保南北線において、当該路線の終点部は、道路としての機能はなく公共の用に供していないため、終点を変更し認定するものであります。

議案第75号 専決処分の承認について（平成29年度筑後市一般会計補正予算（第3号））につきましては、衆議院の解散に伴い、平成29年10月10日公示、同月22日投開票の日程で行われた衆議院議員選挙に要する経費について、緊急に執行を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年9月28日に専決処分したものであります。

報告第12号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、筑後市消防団員が、車両の給油のためにガソリンスタンドへ進入した際、給油ノズルと車両上部が接触し、給油ノズルの配線を破断させたもので、その賠償金について相手方と合意し、損害賠償の額を専決処分したので報告するものであります。

報告第13号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、上下水道課職員が、公用車を運転中、長浜の交差点に進入した際、左側から赤信号を無視して進入してきた車を避けるためにハンドルを切ったため、急停止した対向車に接触し、損害を与えたもので、相手方と示談が成立し、損害賠償の額を専決処分したので報告するものであります。

報告第14号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、都市対策課職員が、公用車を運転中、上北島の交差点へ進入しようとした際、自転車と接触し、損害を与えたもので、相手方と示談が成立し、損害賠償の額を専決処分したので報告するものであります。

以上が議案の大要であります。慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。